

—独立行政法人日本原子力研究開発機構—

次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約の締結に当たり、精算条項を付することなどにより契約金額の透明性及び経済性を確保するよう改善させたもの

平成20、21両年度に精算条項を付することなく確定契約としていた

契約金額(支出) 126億2770万円

1 次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）等に基づき、次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発を行っている。

この革新技術開発に当たっては、中核企業1者に責任、権限を集中するという方針等に基づいて、平成19年4月に三菱重工業株式会社（以下「三菱重工」という。）が選定されている。そして、同社が出資することなどにより、エンジニアリングの一括実施を主要業務とする三菱FBRシステムズ株式会社（以下「三菱FBR」という。）が同年6月に設立された。

機構は、この革新技術開発のためのエンジニアリング及び必要な研究開発に係る契約を三菱FBRと締結することとされ、契約の履行に当たっては、三菱FBRが設計業務、技術開発全体の調整等の業務を行い、装置、施設等の開発、試作、実験の実施等については三菱FBRから三菱重工に外注して行うこととされている。そして、機構は、次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約については、契約事務規程、契約事務の取扱いについて（以下「契約通達」という。）等に基づいて、三菱FBRとの随意契約としており、また、各契約は請負契約であることから精算条項を付さず、契約が予定どおり履行された場合には契約時に定めた金額を支払う確定契約としている。

2 検査の結果

(1) 三菱重工への外注費について

機構が三菱FBRと20、21両年度に締結した次世代型高速増殖炉に関する革新技術開発に係る契約計76件（契約金額計126億2770万余円）の三菱FBRから三菱重工等への外注費についてみると、53契約において三菱重工への外注が行われており、その支払額は計86億5394万余円（契約金額全体の68.5%）となっていた。

上記53契約の外注費の内訳について検査したところ、三菱FBRが機構に提出した見積書に記載されていた三菱重工の作業工数及び人件費単価が、三菱FBRが三菱重工から徴した見積書を査定して算定した作業工数及び人件費単価を上回るなどしていた。そこで、三菱FBRが機構に提出した見積書から三菱重工への外注費を抜き出し、これと三菱FBRが三菱重工に支払った額とを比較したところ、三菱FBRの三菱重工への支払額に比べて見積書に記載された三菱重工への外注費は5割程度高額となっていて、かい離が生じていた。

機構は、上記のようなかい離が生じているにもかかわらず、三菱FBRとの契約は確定契約であって精算を行う必要がないとして、三菱重工における実際の作業工数、人件費単価等を把握しておらず、三菱FBRが三菱重工に支払った額も確認していなかった。なお、三菱FBRにおいても、三菱重工における実際の作業工数、人件費単価等を把握しておらず、三菱FBRが三菱重工に支払った額が作業内容の実態を反映した適切な金額となっているかどうかについて確認できない状況となっていた。

(2) 三菱FBRにおける費用について

前記の76契約に係る予定価格の算定のうち、三菱FBRにおける人件費等の費用について総勘定元帳、原価元帳等により検査したところ、三菱FBRが機構に提出した見積書に記載された三菱FBRの人件費単価が三菱FBRが社内工等に対して定めていた人件費単価を大幅に上回っていた。

そこで、前記の76契約について、見積書に記載された三菱FBRにおける人件費等の費用と三菱FBRにおいて実際に発生した人件費等の費用とを比較したところ、三菱FBRにおいて実際に発生した費用に比べて見積書に記載された三菱FBRにおける費用は8割程度高額となっていて、かい離が生じていた。

(3) 機構が想定する利益率と本件契約における利益率との比較

機構は、過去の契約実績に基づいて予定価格の算定に用いる諸経費率を定めており、その内訳として機構の利益率を算定している（以下、この内訳としての利益率を「想定利益率」という。）。そこで、前記の76契約について契約ごとの利益率を算定したところ、想定利益率を上回っているものが69契約見受けられ、中には想定利益率の10倍以上となっているものも見受けられた。さらに、76契約全体でも、利益率が想定利益率を相当程度上回っていた。

このように、契約金額の大半を占める三菱重工への外注費について、三菱FBRの三菱重工への支払額に比べて見積書に記載された三菱重工への外注費が5割程度高額となっていてかい離が生じているのに、機構において、三菱重工における実際の作業工数等を把握しておらず、三菱FBRが三菱重工に支払った額が、作業内容の実態を反映した適切な金額となっているか確認していない事態、三菱FBRにおいて実際に発生した費用に比べて見積書に記載された三菱FBRにおける費用が8割程度高額となっていてかい離が生じていたり、契約ごとの利益率が想定利益率を相当程度上回っていたりしている事態は、機構による実際の作業内容の把握が行われておらず、契約金額の透明性及び経済性が確保されていないものとなっていて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、23年7月に契約通達を改正するなどして、次世代型高速増殖炉の革新技术開発に係る契約については契約金額の精算確定に関する特約条項を定めて、契約金額の精算を行う概算契約とした。そして、機構に精算確定審査部会を設置するなどして、三菱FBRから提出された精算書類の採用の可否等を検討するとともに、三菱重工への外注費についても実際に発生した作業工数、人件費単価等を把握することができる手続を定めるなどして、23年度から締結する次世代型高速増殖炉に関する革新技术開発に係る契約について適用することにより、契約の透明性及び経済性を確保することとする処置を講じた。